

2021年1月15日 Ver.2.00

くまもとメディカルネットワーク 利用者カードの利用規約

第1条(総則)

1. 公益社団法人熊本県医師会(以下、「本会」という。)は、熊本県地域医療等情報ネットワーク(くまもとメディカルネットワーク(「Kumamoto Medical Network、以下、「本ネットワーク」という。))の利用者認証に、PKI 認証用電子証明書を格納したICカード(以下、「利用者カード」という。)を利用します。
2. 利用者カードの提供(以下、「本サービス」という。)は、本会が運営する、くまもとメディカルネットワーク PKI 認証局(以下、「本認証局」という。)が発行します。
3. 利用者カードは、本会の「くまもとメディカルネットワークサポートセンター」(以下、「本ネットワーク サポートセンター」という。)を通じて提供します。
4. 「くまもとメディカルネットワーク利用者カードの利用規約」(以下、「本規約」という。)は、利用者カードの利用施設および利用者カードの利用者(以下、「利用者」という。)が遵守すべき事項を定めます。
5. 本会が定める「くまもとメディカルネットワーク PKI 認証局運用規程」(CPS: Certification Practice Statement 以下、「CPS」という。)は、本認証局全体の運用を定めます。
6. CPS および本規約は、本サービスの変更に伴い変更される場合があります。
7. 利用施設および利用者は、利用者カードの利用申請等に関わり提供された書類等に記載された当該施設の個人情報を含む内容および当該施設の利用者の個人情報を含む内容が、本サービスの目的もしくは本会の業務の用に供することに同意する必要があります。

第2条(サービス内容)

1. 本会は、利用施設からの申請により利用者カードを発行し、利用施設に提供します。
2. 本会は、CPSおよび本規約に同意した利用施設に対して、利用者カードを提供します。
3. 利用者カードは、本サービスの目的でのみ利用できるものとします。

第3条(利用施設の義務)

1. 本会は、本会と利用施設の間でのみ CPS および本規約に基づく履行義務を持ちます。利用施設は、利用施設と本会の間でのみ CPS および本規約に基づく履行義務を持ちます。利用者の履行義務は利用施設の責任の下に管理するものとします。
2. 利用者カードの利用申請等に際しては、利用施設および利用者の正確な内容を提出しなければなりません。
3. 利用施設は、当該施設の利用者に、本規約を遵守させる義務を負います。
4. 利用施設は、利用者カードが他人に貸与または譲渡されないように管理する義務を負います。
5. 利用者カードを紛失もしくは破損した場合、利用者カードの内容に変更が生じた等の場合は、速やかに本会に届け出し、利用者カードの取り扱いについて本会の指示に従わねばなりません。
6. 支払い済のサービス料金は、本サービスの明らかな瑕疵を除いていかなる場合も返金されません。

第4条(利用者カードの利用資格と利用範囲)

1. 利用施設が利用申請をできる利用者は、本ネットワークの利用施設に所属する者であり、かつ、本ネットワークの利用を許可された者に限られます。なお、医師に関しては医師資格証が利用者カードとなるため、本規約で規定する利用者カードの申請はできません。
2. 利用者カードは、利用申請を行った利用施設でのみ使用でき、複数施設に所属する場合は、施設ごとに利用者カードの申請を行う必要があります。

第5条(利用者カードの利用申請先)

利用施設は、本会が定める方法で、本ネットワーク サポートセンターに申請を行います。

第6条(利用者カードの利用申請と審査)

1. 本会は、利用施設から受理した申請書類を、所定の手続に従い審査して、問題が無いことの確認をも

って、利用者カードの発行手続を開始します。

2. 本会は、受理した書類に不備があった場合には、利用施設に問題点を通知します。

第7条(利用者カードの提供方法)

本会は、本会が定める安全な方法で利用者カードを発行し、利用施設に提供します。

第8条(利用者カードの受領確認と紛失等)

1. 本会は、利用者カードが利用施設に確実に受領されたことを確認します。利用施設は、利用者カードを確実な手段で利用者に交付しなければなりません。
2. 利用者カードの紛失、破損、返却等に関して、利用施設は本会の指示に従うものとします。

第9条(パスワードの管理)

利用施設および利用者は、利用者カードのパスワードを紛失、盗用されないよう一切の管理義務を負うものとします。

第10条(利用者カードの有効期間)

1. 利用者カードの有効期限は、利用者カードの発行日から3年もしくは5年となります。
2. 利用者カードに格納された電子証明書の有効期限は、利用者カード発行日から3年もしくは5年となります。
3. 利用者カード(電子証明書を含めて)を、3年もしくは5年を超えて使用する場合は、本会が定める方法で更新等の手続を行う必要があります。

第11条(緊急の電子証明書の失効申請)

利用者カードの紛失、盗難等で、パスワード漏洩の危険がある等、利用施設もしくは利用者が利用者カードの不正使用もしくはその恐れがあると知った場合、利用者カードに格納された電子証明書の緊急失効を行うことができます。緊急失効の連絡と手続は本ネットワーク サポートセンターに問い合わせるものとします。

第12条(本会による電子証明書の失効)

本会は、以下に定める事由が発生したとき、利用者カードの返却を求めるもしくは電子証明書を失効させる権限を有するものとします。

- (1) 利用施設もしくは利用者が CPS および本規約に基づく義務に違反した場合
- (2) 電子証明書が危殆化もしくはその恐れがあると本会が認めた場合
- (3) 電子証明書が不正利用された場合、もしくはその危険性があると本会が認めた場合
- (4) 利用者カードの記載情報に事実と相違があることを本会が確認した場合
- (5) 利用に関する必要なサービス料金が支払われない場合
- (6) その他、本会が必要と判断した場合

第13条(利用者カードの利用中止)

利用中止する利用者カードについて、利用施設は利用中止に関わる書類に必要な事項を記入の上、本会に提出するものとします。また、利用施設は本会の指示に従って、当該利用者カードを本会に返却するものとします。

第14条(利用者カードの更新・再発行)

1. 利用者カードの更新
3年もしくは5年を超えて引き続き利用者カードの利用を希望する場合は、利用者カードの更新手続を行わねばなりません。
2. 利用者カードの再発行
利用者カードの紛失、破損等の場合、紛失等の手続をするものとします。利用施設の名称変更、利用者の姓名変更等の場合、当該利用者カードの再発行の手続をすることができます。利用施設もしくは利用者の故意、過失による利用者カードの再発行は、再発行サービス料金の支払いが必要になります。

第15条(利用者カードの返却)

1. 利用施設において、以下の各項に該当する場合は、有効期限内といえども、利用者カードの返却に関

して、本会の指示に従わねばなりません。

- (1) CPS および本規約で定める利用者の義務に反したとき
- (2) 利用者本人が本ネットワークを利用しなくなった時
- (3) 利用者カードが、利用中止、再発行等、本規約で定める事由が発生したとき
- (4) 必要なサービス料金の支払いがなされないとき
- (5) その他、本会が必要と認めたとき

2. 紛失等で、利用施設が利用者カードを本会に返却できない場合は、紛失の手続きが必要になります。

第 16 条 (失効情報の公開)

1. 本会は、失効した電子証明書に関する情報を証明書失効リスト「Certification Revocation List」(以下、「CRL」という。)としてすみやかにリポジトリに掲載します。
2. 本会は、CRL を 24 時間ごとに更新します。

第 17 条 (利用施設の利用申請等の窓口設置)

1. 利用施設は、利用者カードの発行申請等を行う窓口を設置するものとします。
2. 当該窓口は、本ネットワーク サポートセンターと当該利用施設との連絡、手続き等を行うものとします。

第 18 条 (個人情報への取扱い)

1. CPS および本規約において個人情報とは、特定の利用者を識別することができる情報をいいます。
2. 本会は安全に管理された場所に個人情報を記録した書類等を保存することで、許可された者以外がアクセスできないような措置を講じ、個人情報への不正アクセスや漏洩を防止します。
3. 本認証局は、利用者カードの申請時等に提出された利用申請書と必要書類は、利用者カードの発行日から 6 年間保存します。

第 19 条 (法執行機関への情報開示)

本会は、本会で取扱う情報に対し、法的根拠に基づいて情報を開示するように請求があった場合には、法の定めに従い、法執行機関へ情報を開示します。

第 20 条 (知的財産権)

利用施設もしくは利用者は、本サービスに関するマニュアル、CPS 等の著作権その他知的財産権など全ての権利が本会に留保されていることを承認するものとします。

第 21 条 (利用施設の責任)

1. 利用施設もしくは当該施設の利用者が CPS および本規約で定める範囲以外の用途あるいは本規約で定める失効等の申請を怠った結果、あるいは利用者カードのパスワードの漏洩、紛失もしくは返却義務を果たさない結果で生じたトラブルについては、利用施設が一切の責任を負うものとします。但し、利用施設の責に帰すことができない事由から生じた損害および逸失利益については、責任を負わないものとします。
2. 具体的な賠償の方法については、問題発生ごとに利用施設に明示します。

第 22 条 (本会の責任)

1. 本会が CPS および本規約に定める責任に違反したことにより、利用施設に損害を与えた場合には、本会が一切の責任を負うものとします。但し、本会の責に帰すことができない事由から生じた損害および逸失利益については、責任を負わないものとします。
2. 具体的な賠償の方法については、問題発生ごとに利用施設に明示します。

第 23 条 (免責事項)

1. 本会は、利用者が第 4 条 (利用者カードの利用資格と利用範囲) で定める用途以外に利用者カードを使用することに対して、一切の責任を負わないものとします。
2. 本会は、利用施設、利用者によるパスワードの漏洩、利用者カードの紛失、盗難、不正な使用などによって発生した損害に対して、一切の責任を負わないものとします。
3. 本会は、電子証明書の失効申請に対し、遅滞なく失効をおこなった場合、リポジトリへの CRL の公開前に発生した利用者の被害に対し、一切の責任を負わないものとします。
4. 本会は、利用者が、電子証明書を利用する際に発生したコンピュータシステムなどのハードウェアもし

くはソフトウェアへの障害について、一切の責任を負わないものとします。

5. 本会は、以下に定める事由による本サービスの全部または一部の停止によって利用者が被った損害については、一切の責任を負わないものとします。
 - (1) 火災、雷、噴火、洪水、地震、嵐、台風、天変地異、自然災害、放射能汚染、有害物質による汚染、または、その他の自然現象
 - (2) 暴動、市民暴動、悪意的損害、破壊行為、内乱、戦争(宣戦布告されているか否かを問わない)または革命
 - (3) 裁判所、政府または地方機関による作為または不作為
 - (4) ストライキ、工場閉鎖、労働争議
 - (5) CPS および本規約に基づく義務の遂行上必要とする必須の機器、物品、供給物もしくはサービス(電力、ネットワークその他の設備を含むがそれに限らない)が利用不能となった場合
 - (6) 本会は、その他本会の責に帰すべきでない事由から生じた利用者の損害については、一切の賠償責任を負わないものとします。

第 24 条 (通知)

本会は、利用施設もしくは利用者への通知方法として、CRL の公開、郵便、FAX、電子メール、電話または本会のホームページへの掲示など、本会が適切と判断した方法により行います。

第 25 条 (譲渡の禁止)

利用施設および利用者は、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡することができないものとします。

第 26 条 (本サービスの変更)

本会は本サービスの全部または一部を変更することができます。

第 27 条 (本サービスの廃止)

1. 本会は、本サービスを廃止することができるものとします。
2. 本会は本サービスを廃止する場合、利用施設に対し、廃止日の 60 日前迄に通知します。
3. 本会は、サービス廃止日をもって、電子証明書を失効させます。

第 28 条 (利用者カードの利用場所)

利用者カードの利用場所は、日本国内に限るものとします。

第 29 条 (管轄裁判所)

利用施設と本会との間に訴訟や法的行為が起こる場合、熊本地方裁判所を管轄裁判所とします。

以上

改定履歴

■初版制定 Ver.1.00 2016-2-25

■改訂 Ver.2.00 2021-1-15 利用者カードの有効期間に 5 年を追記